明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**四）　一
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**五）　二
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**六）　三
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（**厚生労働**三六）　吾
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二九二）　吾
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**二九三）　吾
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**二九四）　吾

〔**官庁報告**〕
官庁事項
保障契約証明書の無効について（九州運輸局）　吾
産　業
日本産業規格（経済産業省）　吾
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　吾
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人日本スポーツ振興センター関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一〇〇
会社その他
会社決算公告